

鹿屋市職員の営利企業等従事制限規程の一部を改正する訓令

鹿屋市職員の営利企業等従事制限規程（平成18年鹿屋市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「営利企業等従事許可申請書（別記様式）を、総務部長を経て市長に提出」を「庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の休暇等に係る事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）により、総務部長を経て市長に申請」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、営利企業等従事許可申請書（別記様式）により行うものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。